

令和4年第9回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年5月13日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 坂 口 節 子
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄

議 題

1 議案

- (1) 議案第18号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定
依頼について
- (2) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和4年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について【速報値】
 - ② 指定管理者との協定締結について
 - ③ 指定管理者との協定締結について
 - ④ 保育士等の処遇改善にかかる区独自支援について
 - ⑤ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時15分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之

同	教育施策課長	枝	村	聡
同	学務課長	杉	山	賢司
同	学校施設課長	柴	宮	深
同	保健給食課長	唐	澤	貞信
同	教育指導課長	山	本	浩司
同	副参事	風	間	浩也
同	学校教育支援センター所長	小	野	弥生
同	光が丘図書館長	山	崎	直子
こども家庭部長		小	暮	文夫
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由美子
同	こども施策企画課長	佐	藤	重康
同	保育課長	清	水	輝一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭一
同	青少年課長	石	原	清年

教育長

それでは、定刻になったので、ただいまから、令和4年第9回教育委員会定例会を開催する。

こども家庭部長

本日、子ども家庭支援センター所長は欠席させていただく。よろしく願います。

教育長

それでは、本件に入る前に、5月1日付の人事異動により、教育振興部の管理職に異動があったので、ご紹介する。

まず、私から教育振興部長をご紹介申し上げます。

教育振興部長、三浦康彰である。

教育振興部長

三浦である。どうぞよろしく願います。

教育長

教育振興部の課長級職員については、部長からご紹介させていただく。

教育振興部長

私から、教育振興部の管理職員の異動者についてご紹介する。

学校施設課長、柴宮深である。

学校施設課長

柴宮である。よろしく願います。

教育振興部長

光が丘図書館長、山崎直子である。

光が丘図書館長

山崎である。どうぞよろしく願います。

教育振興部長

以上である。

教育長

よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案2件、陳情1件、協議1件、教育長報告4件である。

- (1) 議案第18号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定
依頼について

教育長

それでは、初めに議案である。

議案第18号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
の制定依頼について。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質疑等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

内容については承知した。関連してお伺いしたいが、緊急業務というのは、区から指
示があって就くものに限るのか。それとも、自ら業務に就いて、後から申請するものか、
その辺りはどうであるか。

教育指導課長

基本的には各幼稚園でそういう事態が起きたときということになる。ただ、過去5年
に遡って、こういう特殊業務手当が支給された実績がない。広く東京都の事例を見てみ
ると、令和元年に大きな台風が2件ほど来た。激甚災害指定にもされたものであり、こ
れについては、東京都で145件ほど支払いの実績があるところである。そのケ
ースに応じて、指定を決められるということになるかと思う。

以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

それでは、まとめたいと思う。

議案第18号については、承認としてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第18号は承認とする。

(2) 議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

では、次の議案である。議案第19号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの議案について、ご質疑等があればお願いします。

会計年度任用職員というのは3年前からできた制度である。今まで非常勤職員と言われていた人たちを一般職として位置づけているのだが、非常勤の時にはなかった期末手当が支給できるようになった。ただ、給料月額が少ないため、掛けられる数も掛ける月数も少ないため、会計年度任用職員として計算をすると支給額が減ってしまう。勤務日数がその基準日に足らないと、出ない可能性もある。今回、規則を改正することによって、一般職員として勤務していた者がその在職期間についても算入されることになるため、幼稚園教育職員にとっては、有利な改正になる。

会計年度任用職員制度は始まったばかりで、これは国の決まりが変わったことに伴って新設された職なのだが、そういった意味で、この規則改正をする必要が出てきたということである。

仲山委員

常勤職員で、会計年度任用職員にならず、期末手当の時まで働いていなかった方は、何ももらえないということだろうか。

教育長

その時点で職を持っていないといけないため、そうなる。例えば病気でお休みという方も含めて籍があればもらえる。ただ、その時点で区の職員でなかった方は、今まで全くもらえないということになっていた。

仲山委員

会計年度任用職員にならないで辞めてしまった方は少し不満が残る気もするが、その辺りはどういうふうにかえたらよろしいか。

教育長

会計年度任用職員制度ができた経緯としては、地方公務員法上、いわゆる専門的な役割を担い、常勤職ではないという位置づけの非常勤職員の中から恒常的に雇用される職員が出てきてしまった。もちろん非常勤のため、ボーナスは支給されなかった。それを、恒常的に勤務している非常勤職員については、会計年度任用職員として一般職に位置づけた上で、毎日勤務しない場合もあるが、ボーナスと一定の給与を支給するという一方で、待遇を向上させているわけである。ただ、どうしても始まったばかりの制度のため、仲山委員がおっしゃったように様々なはざまがある。はざまに救われる人もいれば、損をする人も出てくることがある。

23区については、統一のルールで運用されているが、この幼稚園の教育職員については教育職なので、東京都教育委員会のやり方も準用させていただき、今回の制度改正になった。したがって、制度のはざままで損をする方もおられるが、一方で、救済される方も相当数出てくるのではなかろうかということで、今回の改正をお願いしたところである。

仲山委員

損をするというよりも、むしろ得をしなかったというふうに考えれば良いか。

教育長

そうである。

基本的には、地方公務員法は一般職にのみ適用されて、特別職には適用されない。非常勤職員は適用されなかったため、そういった意味では、様々な救済措置が講じられるようになってきた。一般職ならではの義務も課せられることはあるが、改善の方向に向かっているものと理解している。

ほかにご質問等があれば、願います。

それでは、この議案第19号については、まとめるが、承認とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第19号については、承認とさせていただく。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

教育長

次に、陳情である。

継続審議中の陳情1件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところ継続といたしたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議1件についても本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

① 令和4年度 区立幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒数および学級数等について【速報値】

教育長

次に、教育長報告である。本日は4件のご報告がある。

それでは、まず報告の①について、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

今回は速報値のため、次回に、また5月1日現在の確定値のご報告をさせていただく。

それでは、本件について、ご質問等があればお願いをする。

中田委員。

中田委員

小学校と中学校は、4ページに国都私立学校への入学状況の記載があるため、大体の増減数が分かるが、幼稚園に関しては、区立幼稚園自体の園児が減っているのか、保育

園や私立幼稚園に入園する園児がいるため減っているのか、それとも全体的に減っているのか、分かる範囲で教えていただきたい。

学務課長

幼稚園の全体的な傾向であるが、区内には38の私立幼稚園があり、毎年、各園に調査をしているが、私立幼稚園においても、園児の減少傾向というものが続いている。平成29年度では、私立幼稚園全体の園児数が9,200名強であったが、令和3年度には8,151名と減少している。一方、私立保育園は、こちらは私立保育所の認可をされている保育所の数であるが、平成29年では7,000強あったのが、令和3年度では8,500と増えている状況である。

こうした中、練馬区においては、幼保一元化施設ということで練馬こども園というのを区独自に立ち上げて、私立幼稚園においても預かり保育をしていただくということを進めている。こうしたことにより、練馬こども園に通いたいというお子様も、一定数増えてきているという状況である。

以上である。

教育長

よろしいか。

では、坂口委員。

坂口委員

このような数字は、これからの学校や保育園などについて、行政が決めていく上で、大事な数字だと思っている。子育てについて非常に評判のいい練馬区でも、子供が全体的に減少していく傾向にある気がした。

その中で、2、3ページの数字を見て、特別支援学級等の教師がこれからさらに必要になるのではないかと思った。

例えば、小学校・特別支援教室（情緒障害等）と書いてあるが、700余名の人たちに対し個人的な指導がないと、なかなかやっていけないのではないかと思う。それから、幼稚園の中で既に障害児保育が3割になったと聞いた。去年は2割ぐらいと聞いていたため、そのことも対策を立てなければいけないのではないかと思っている。この数字は様々なことを私たちに訴えていて、今後の大きな指標になっていると思う。

以上である。

教育指導課長

今、特別支援教育に関する先生方の指導力の向上という話をいただいたかと思っている。実際に通常級であっても、内閣府による平成26年度の調査の中では、6.5%の子供が何らかの特別な支援が必要であると言われている。なので、特別支援教室や特別支援学級だけでなく、通常級に通う子供たちを指導する先生たちも、特別支援教育に関する知識や経験を、これから重ねていかなければならないといった状況である。

区では、全般的に複数の研修を立てて、指導力の向上に当たっているところである。

また、学校の中には、必ず特別支援教育コーディネーターを1人設置しており、通常級と、それから特別支援教室や特別支援学級をつないでいく、全体的な役割を果たすというようなこともしている。

以上である。

学務課長

私から、幼稚園における障害児の状況についてご報告をさせていただく。確かに委員がおっしゃるとおり、近年、障害児の割合が増えているところである。私も3園の幼稚園を回って見させていただいた。幼稚園においては、障害のあるお子さんに、いろいろなお子さんと触れ合いをさせたいという親御さんの希望により、区立幼稚園を希望される方が多い。そのため区の教育委員会としては、入園の際に園長先生と面談していただき、その後、支援が必要だと判断された場合には、医師等を交えた就園検討委員会というものを設置しており、その子にどういう教育・保育をしていくかということを検討している。

普段の生活の中で、支援員をつけたほうがいいのかという判断が出た場合には、個別に活動を支援する支援員という者を配置して、園児の安全を確保するような対応をしている。

いずれにしても、幼稚園の先生方や支援員には、そうした様々なご希望をかなえるために、懸命に頑張らせていただいていると認識している。

以上である。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

支援員の方が配置されて、個別の指導に当たっているというのはすごくいいと思ったが、支援が必要な障害のあるお子さんに対して、支援員の人数は十分足りているのか。

学務課長

区では、そうした支援員を常に募集している。また、園でも、見つけていただくように努力をしていただいている。具体的な人数で申すと、令和3年度については69名の支援員がいる。令和4年度、現時点では71名おり、今年度、支援を必要とする園児数が69名ということなので、基本的に1対1もしくは2対1で、その活動を見守る体制が取れていると考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

今の支援員のことについてであるが、支援員になるためには何か特別の資格を持っていないといけないのか。

学務課長

幼稚園教員の免許を持っている、保育士の資格を持っている、あとは、そうした幼児教育に携わった経験があるというようなところである。

以上である。

仲山委員

今のところ必要人数を集めるのに、すごく苦労している状況ではないのか。

学務課長

実際のところ、各園でなかなか集まらないため、苦労している。園長先生のお知り合いの方にお声がけをさせていただいたり、例えば卒園児の保護者の方でそうしたご経験のある方にお声がけをさせていただいたりして、何とか確保している状況である。

以上である。

仲山委員

小学校の児童数および学級数のところであるが、例えば合計で19、学級数が増えたが、そうすると、当然教員の増員が必要になると思うけれども、その確保はスムーズにできているのか。

教育指導課長

4月あたりから、教員不足について全国的に非常に問題となっていることが、新聞報道等で紹介されている。東京都においては、4月の時点で50名ほどの教員が不足していることが伝えられている。幸い練馬区に関しては、その影響は小さく、小学校1校において、1名の理科専科の教員が不足している状況であるが、学校経営全体として大きな影響は受けていない。いずれにしても教員をこれからいかに確保していくかということは、私どもの大きな課題として認識している。

以上である。

仲山委員

それに関連することなのだが、新しい年度から児童がどのくらい入ってくるかというのは、大体いつ頃分かるのだろうか。それに合わせて教員の配置を決めると思うが、その辺りのスケジュールを教えていただきたい。

学務課長

児童生徒数については、学務課で例年、推計を取っているところである。10月から

11月ぐらいに、新1年生の学齢簿をつくり、どれぐらいの人数が入ってくるか計算している。3月の終わりぐらいに、一度、暫定の数字を東京都に報告している。

その後、4月1日に、東京都が決めている学級編制と教員を配置する基準日の人数をご報告する。また最後に、4月7日の時点で、入学式のときになるが、差分がないかどうかをご報告するという流れになっている。その間、転入・転出等々があるので、それがあるごとに学齢簿を修正し、人数を確認していくというような流れである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

1枚目のご説明の中で、35人学級のお話があった。少し様子を教えていただきたいのだが、35人学級にした場合、1クラスの子供の数が非常に少なくなり、小学校低学年のお子さんだと、先生の目が行き届くというよさも考えられるが、一方で、これからの集団活動もすごく大事というふうに言われている。学校の現状として、35人学級の受け止め方というのだろうか、そこら辺の全体的なお話を聞かせていただければと思う。

以上である。

教育指導課長

これまで、小学校1年生、2年生までは35人学級だったにもかかわらず、3年生になると40人学級という基準になるので、学級数が減って1学級当たりの人数が大きく増えることがあった。2年生まで20人だったクラスが、3年生になって40人になってしまったというケースも実際にはあり得る。クラスの子供が多くなるということは、子供同士の交流や学びの線が多くなるため、非常にいい経験にもなる一方、一人一人への指導がなかなか行き届かなくなるということもあった。

今回、3年生で35人学級になったことにより、指導の点において何か課題になるというようなことは、特に上がってはいない。

以上である。

教育長

施設面で何かあるか。

学校施設課長

施設に関しては、先ほど学務課長がご答弁差し上げたとおり、児童人口の推計に基づいて、各学校に必要な普通教室の数を算出している。何年間かの推計に基づいて、あら

かじめ改修をしておく必要があるという教室もある。また、普通教室に転用できるものもあり、それぞれの学校で対応できているというふうに考えている。

以上である。

教育長

この教員不足の件については、先月行われた特別区の教育長会においても、議論になった。東京都教育委員会の人事部が出席し、ご説明をされたが、まず、教員の採用試験の募集はしたが、応募者が少なくなっている。受かっているのに、他企業などに就職してしまう。それから、若手教員で、突然辞める先生が出てきているなどの話が出た。やはり教員に対する事務負担や様々なご苦労があつてのことだと思われる。

募集人員を増やしたとしても、応募者が見込めなかったり、また、いわゆる補欠の登録者に声をかけても、既にほかの仕事が決まってしまうというような実態がある。ただ、東京都の場合、それなりの母数があるものだから、60歳を超えた方で、ご希望のある方に勤務を継続していただくなどで、何とかしのいでいる。だが、先行きはなかなか難しい状況にある。

教育長会としても、例えば、1回目の募集だけでなく2次募集をかけたらいいのではないか、それから、近隣の他県で試験を受けた後にもう1度2次試験をやったら、不合格の方が応募してくださるのではないかと、東京都教育委員会にはいろいろご意見を申し上げたところである。引き続き取り組んでいくことになると思っている。

やはり、働き方改革がなかなか進まない、部活動や保護者対応、生徒指導というのが厳しいと巷間で言われているため、その状況を改善する必要があると思う。

仲山委員

少しご意見をお伺いしたのだが、それは、昔と比べて教員の負担が増えたからか、あるいは、教員のほうが同じ負担に対して耐えられなくなったからか、それに関してはどうなのだろうか。

教育指導課長

一般的に言われているのは、少子化や、地域の力が弱まっていく中で、本来であれば地域や家庭で担うべき教育も学校の中で求められてしまうといった意味で、学校の教員の負担が増加しているというのがあるかと思う。

以上である。

岡田委員

今のことに関連して、幼稚園の先生になりたい方は、非常に小さい子供が好きで受験されると思うが、子供が好きだけでは、なかなか務まらず、いろいろな能力が必要かと思う。幼稚園の先生の採用状況については、問題ないのだろうか。

教育指導課長

特別区全体で幼稚園の教員の募集等をしている。練馬区においては、特に不足してい

るといったような話は伺っていない。
以上である。

岡田委員

保育園についてはいかがか。

保育課長

必要な人数という意味で確保はできているが、やはりコロナ禍もあって、学生が実際に働く先を考えたとき、子育ての職場が難しいのではないかという声は、私立保育園からも幾つかお話をいただいているところである。そうしたこともあって、後ほど4番の報告の中で、新たに保育士の処遇改善事業というのを取り組みながら、人材確保を引き続き区としても進めていきたいと考えている。

教育長

では、ほかによろしいか。

② 指定管理者との協定締結について

③ 指定管理者との協定締結について

教育長

次の報告の②番と③番については、いずれも指定管理者との協定締結についてである。関連する案件のため、一括して説明をお願いし、質疑においても一括してお受けしたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

次に、子育て支援課長に説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

では、資料4と資料5を一括して説明させていただいたが、質疑も一括してお願いしたいと思う。何かあればお願いします。

岡田委員

資料5に関して少し教えていただきことがある。3ページの第12条のところである。4行目に、「指定管理者による管理に関する基本協定の災害時における施設の利用に関する協定細目」に定める事項に基づいて、必要な措置を講じ、とあるが、実際に子供たちが施設を利用して災害が起こった場合、児童館の職員の方はどのように子供たちを指導し、避難させるのか。具体的なことを教えていただきたい。

というのも、現場で一つ一つ区に連絡を取って、指示を仰いで、それから行動するというのはなかなか難しいかと思うので、緊急時の具体的な対応について聞かせていただければと思う。

子育て支援課長

委員ご指摘のとおり、発災のときには、まず安全を確保し、親御さんがお迎えに来るまではお子さんの身柄を安全に確保しておかなければいけないといった、重大な責務があると考えている。特に学童クラブを併設している以上、発災のときに親御さんは仕事に行っているため、確実にお子さんを引き渡すまでは、しっかり子供の面倒を見る必要があるになってくる。

2年ぐらい前の豪雨の際、計画運休ということで、電車も止まる事態が東京でも発生したが、やはりお仕事に行かなければいけない親御さんのお子さんを学童クラブでお預かりした。というのは、例えば自衛隊であったり、警察・消防、そのほか医療機関等で働いている方など、そういうときにこそ働くことが求められる親御さんもいるため、学童クラブだけでなく保育園等もそうであるが、子供を預かるのは非常に重要なことと考えている。

発災した場合、例えば豪雨の場合には、大体いつ頃台風が来るかといったことが予測できるので、区と連携を取っていく。地震に関しては、特に東大泉児童館に限ったことではないが、多いところでは毎月、避難訓練を実施している。特に東大泉児童館などでは、行事をやっている最中の地震、あるいは、遅い時間の地震などを想定して、併設の保育園や敬老館と一緒に避難訓練を実施している。

基本的には、まずはお子さんの身柄の安全確保を念頭に、具体的な職員の動きであったり、子供の場合には、児童館や学童クラブからうちに帰るまでの間に地震が起きることもあるので、日頃からどこが危険な箇所かを子供と一緒に確認するといったことも取り組んでいる。

具体的なところを少し紹介させていただいたが、施設の中でこういった安全確保をしておくのか。もちろん物が落ちてこないようなレイアウトというところもあるが、動きの中で子供自身が気をつけること、大人のほうでは無事に見守りをして、親御さんに引き渡すまでの動き方といったことも、日頃からスケジュールを組んで訓練し、マニュアルの中に落とし込んでいるといった状況である。

以上である。

教育長

ほかにないか。

よろしいか。

それでは、②と③については終了とさせていただきます。

④ 保育士等の処遇改善にかかる区独自支援について

教育長

それでは、報告の④番について説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

では、これについて、ご質疑等があればお願いします。

では、中田委員。

中田委員

支援の方法が、既存の運営費に上乗せするということだが、きちんと保育士に支援が支給されるかどうかは、問題ないのか。

保育課長

各園に支援をしても、それが現場に行き届かないのではないのかというのは、様々なメディアで報道された。今回の取組は、国のももとの取組も同様ののだが、まず、園長等の管理者の方が、それぞれ職員の皆さんに賃金改善計画というのをご説明して、同意を得るとしている。要は、今回の取組で誰に幾らの改善がされるのかというのをご説明した上で、それを私どもにご報告いただく。加えて、その賃金改善計画書を基に、最終的に支払われたかということについても、私どもが確認するという形になっているので、今回の取組が現場に行き届かないということはないと考えている。

教育長

よろしいか。

では、仲山委員。

仲山委員

確認なのだが、今回の区独自支援で恩恵を受ける人の範囲が広がり、引上げ額も増えるというような理解でよろしいのだろうか。

保育課長

実際に先ほど申し上げたように、対象になる方とならない方がいらっしゃる。各園でどういう対応をしているのか聞いたことがあるが、対応に苦慮しているというのが本音だった。実際のところ、対象の方だけにあげて、そのほかの方にあげないというのはなかなかうまくいかない。保育はチームで行うものなので、均等に割って、それぞれの方

に支給しているというのが実態だと聞いた。

なので、私どもが今回、このような区独自支援を行うことによって、総じて皆様方に9,000円が^が行き渡るようにさせていただきたいということである。

仲山委員

では、額としては、国の実施計画と変わらないということか。

保育課長

幾つか私どももシミュレーションをさせていただいた。国の基準よりもたくさん職員を配置している園ほど、9,000円の額が目減りするという形になり、一番大きな園で試算したところ、5,000円を切ってくる状況であった。それが、今回の支援を行うことによって、おおむね9,000円のところまで引き上げることができる。練馬区内の保育所並びに幼稚園等々で働くと、ほかの区で働くより少し給料が良くなるため、そういったところも、人材の確保につながってくると考えている。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

今のご説明でとてもよく分かった。1つ教えていただきたいのが、練馬区では、国の基準に比べて1人の先生が持つ子供の数が6人から5人と、少ないということはよく分かったが、これは、いつ頃からこういうふうになっていたのか。

保育課長

先ほど紹介した1歳児の5対1であるが、これを私どもは旧都基準と呼んでおり、もともと東京都が持っていた頃からの基準である。今、ほかの区でもどうなのかというのは調査中なのだが、ほとんどの区で、この5対1による対応がずっと続いていると認識している。

そもそも国が11月に閣議決定をして、私どもは12月に議会で予算を可決成立させていただいたわけだが、この間、東京都に対しても、都内の自治体の多くは5対1で配置をしているのだから、この辺の支援については、ずっと交渉を続けてきた経緯がある。ただ、なかなか前向きな回答をいただけなかったため、4月にこのような対応を区として決断したという経過である。多くの自治体で、かなり前から5対1での配置が続いていると認識をしている。

教育長

ほかにはないか。
坂口委員。

坂口委員

全体的に大切な仕事に対して賃金を少しでも上げようという考え方になってきている。先ほどの会計年度任用職員の話もそうだが、働かれた分きちんとその方のために応えようと、そういう流れができているのはすごくいいことだと思う。こうやって進めていただきたいと思う。

教育長

よろしいか。
それでは、ないようなので、報告事項は全て終了させていただく。

⑤ その他

教育長

その他の案件であるが、何か事務局からあるか。

事務局

教育長、事務局である。
現在のところ、ほかにはない。
以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。
よろしいか。
それでは、以上をもって第9回教育委員会定例会を終了する。